

12 / 16 (金) の発表

報道発表資料の配付日時 12月16日(金) 14時30分

| | | | |
|------------------|--|---------|---------------------------------------|
| 発表項目 | 家きんにおける高病原性鳥インフルエンザを疑う事例について | | |
| 記者レクチャー のお知らせ | (実施日時) | 発表者 | |
| | | 発表場所 | |
| 概要 | <p>1 経緯</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日(16日(金))朝、道内の養鶏場において死亡鶏が増加したことから、家畜保健衛生所へ通報があり、簡易検査を行ったところ、A型鳥インフルエンザ陽性が確認されました。 ○ 現在、確定検査実施中であり、判定は本日夜の見込みです。 <p>2 当該農場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 所在地 清水町 ○ 飼養状況 採卵鶏21万羽 <p>3 周辺農場</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 半径3km以内(移動制限区域) 100羽以上: 1戸 約12,000羽 ○ 3~10km以内(搬出制限区域) 100羽以上: 6戸 約180,000羽 ※ 移動制限区域: 家きん等の移動を禁止する区域 ※ 搬出制限区域: 家きん等の当該区域からの搬出を禁止する区域 <p>4 道の対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 本日15:30から「北海道高病原性鳥インフルエンザ警戒本部幹事会」を開催します。 ○ 検査の結果、高病原性鳥インフルエンザと確定された場合、直ちに殺処分等の防疫対策を実施します。 また、道においては「北海道高病原性鳥インフルエンザ対策本部」、十勝総合振興局においては「十勝総合振興局高病原性鳥インフルエンザ対策本部」を設置し、取組を徹底します。 ○ なお、野鳥については、環境省から監視重点区域に指定された発生農場周辺半径10km圏内における監視を強化します。 | | |
| 報道(取材)に当たってのお願い | <ul style="list-style-type: none"> ○ 高病原性鳥インフルエンザウイルスは、感染した鳥と密接に接触するなどの特殊な場合を除いて通常では人に感染しないと考えられています。 ○ 現場での取材は、本病のまん延を引き起こすおそれもあることから厳に慎むようお願いいたします。 | | |
| 他のクラブとの関係 | 同時配付 同時レク | 十勝総合振興局 | |
| 担当 (連絡先) | 農政部農政課企画グループ TEL: 011-231-4111 (内線 27-104) | | (担当者: 野口、黒島、福井) ダイヤル: 011-204-5375 |